

議案第67号

二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

こどもの健全育成のさらなる支援と福祉の増進を図るため、助成対象年齢を18歳まで拡充することに伴い、本条例に必要な改正を行うために提案する。

## 二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

二宮町小児の医療費の助成に関する条例（平成17年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「小児」を「こども」に改める。

第1条中「小児」を「こども」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「こども」とは、満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者をいう。

第2条第2項及び第3項中「小児」を「こども」に改める。

第3条第1項中「小児」を「こども」に改め、同条第2項中「小児」を「こども」に改め、同項第3号中「47年」の次に「二宮町」を加え、同項第4号中「27年」の次に「二宮町」を加える。

第4条第1項中「小児」を「こども」に改める。

第5条第1項中「第4条」を「前条」に、「小児」を「こども」に改める。

第6条及び第9条中「小児」を「こども」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の二宮町こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

（二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正）

3 二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年二宮町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「二宮町小児の医療費の助成に関する条例」を「二宮町こどもの医療費の助成に関する条例」に改める。

(議案第67号) 二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>二宮町<u>こども</u>の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、本町の<u>こども</u>に係る医療費の一部を助成することにより、<u>こども</u>の健全な育成を支援し、もって<u>こども</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において「<u>こども</u>」とは、満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>こども</u>を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) <u>こども</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない<u>こども</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者 3 前項各号の「父」には、母が<u>こども</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>(対象者) 第3条 この条例により<u>こども</u>の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、<u>こども</u>を養育している者でその養育している<u>こども</u>が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>二宮町<u>小児</u>の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、本町の<u>小児</u>に係る医療費の一部を助成することにより、<u>小児</u>の健全な育成を支援し、もって<u>小児</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において「<u>小児</u>」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業する日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日までにある者をいう。ただし、次の各号に掲げる場合の区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める日までにある者は、<u>小児</u>とする。 (1) 満15歳に達する日の属する学年の終わりまでに、中学校等を卒業していない場合又は中等教育学校の前期課程を修了していない場合 中学校等を卒業する日若しくは中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日のいずれか先に到来する日 (2) 中学校等を卒業する日又は中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日以後継続して入院している場合 その退院の日又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日のいずれか先に到来する日</p> <p>2 この条例において「<u>小児</u>を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) <u>小児</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない<u>小児</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者 3 前項各号の「父」には、母が<u>小児</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>(対象者) 第3条 この条例により<u>小児</u>の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、<u>小児</u>を養育している者でその養育している<u>小児</u>が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する療養の給付等を受けた<u>子ども</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年二宮町条例第16号）の規定による助成を受けることができる者</p> <p>(4) 二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成27年二宮町条例第24号）の規定による助成を受けることができる者</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 町長は、<u>子ども</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法令の規定によって<u>子ども</u>に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第5条 前条第1項に規定する<u>子ども</u>の医療費の助成は、対象者が保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に次条に規定する医療証を提示して療養の給付等を受けた場合には、町長が助成する額を当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する<u>子ども</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより町長に申請し、この条例の規定による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第9条 <u>子ども</u>に係る療養の給付等の原因が第三者の行為によるものである場合において、当該第三者から損害賠償がなされたときは、町長は、当該損害賠償額の範囲については第4条の規定による助成は行わず、又は既に助成した金額を返還させることが</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する療養の給付等を受けた<u>小児</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第16号）の規定による助成を受けることができる者</p> <p>(4) 二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成27年条例第24号）の規定による助成を受けることができる者</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 町長は、<u>小児</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法令の規定によって<u>小児</u>に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第5条 第4条第1項に規定する<u>小児</u>の医療費の助成は、対象者が保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に次条に規定する医療証を提示して療養の給付等を受けた場合には、町長が助成する額を当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する<u>小児</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより町長に申請し、この条例の規定による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第9条 <u>小児</u>に係る療養の給付等の原因が第三者の行為によるものである場合において、当該第三者から損害賠償がなされたときは、町長は、当該損害賠償額の範囲については第4条の規定による助成は行わず、又は既に助成した金額を返還させることが</p>

改正後	改正前
できる。	できる。

(議案第67号) 二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1 (第4条関係)			別表第1 (第4条関係)		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1 二宮町長	二宮町こどもの医療費の助成に関する条例(平成17年二宮町条例第2号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		1 二宮町長	二宮町小児の医療費の助成に関する条例(平成17年二宮町条例第2号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 二宮町長	二宮町こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (3) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号))	1 二宮町長	二宮町小児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (3) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号))

改正後			改正前		
		をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの (5) 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「二宮町障害者医療関係情報」という。)であって規則で定めるもの (6) 二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの			をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの (5) 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「二宮町障害者医療関係情報」という。)であって規則で定めるもの (6) 二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
2 二宮町長	二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 二宮町障害者医療関係情報 (7) <u>二宮町こどもの医療費の助成に関する条例</u> による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	2 二宮町長	二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 二宮町障害者医療関係情報 (7) <u>二宮町小児の医療費の助成に関する条例</u> による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		